

- 01 自分が所有していた自転車を盗まれた者は、その自転車を所持している盗取者に対し、不法行為を理由に、その自転車の引渡しを求めることができ、自転車が乗れない間、移動に不可欠だったタクシー代も損害賠償として請求することができる。
- 02 過失責任の原則とは、「自らの行為につき過失があった者は、行為の結果生じた損害全部の賠償責任を負わなければならない」との原則である。一方で、自分の行為について万全の注意を尽くしていても、結果として他人に生じた損害を賠償しなければならない場合がある。
- 03 不法行為責任を追及する場合には、故意又は過失、権利又は法律上保護される利益の侵害、損害、因果関係、加害者の責任能力について、主張・立証しなければならない。加害者に対して民法709条に基づき損害賠償請求をする者は、特別法が適用される場合を除くあらゆる場合において、加害者に故意又は過失があったことを根拠づける事実につき、主張・立証責任を負う。
- 04 故意は、加害の意思を意味し、行為者が侵害あるいは結果発生を意欲した場合にしか認められない。過失についても、意思の緊張を欠いたという内心の心理状態に対する非難である、として意思の態様と理解するのが現在の学説の多数説である。
- 05 大阪アルカリ事件とは、工場の廃液が工場周辺の農作物に被害を与えた事件で、大審院は、「過失とは、意思の緊張を欠いたという内心の心理状態に対する非難である」旨の判断し、過失を認める判決を下した。この考え方に従えば、自分の経営する工場から出る排煙が近隣住民の健康に被害を与えた場合に、その健康被害を排出行為の時点で予見することができた経営者には、過失がある。
- 06 客観的過失とは、合理人（平均人・標準人・類型人とも表現される）を基準として過失の有無を判断する考え方のことを言う。客観的過失は、義務違反の程度に応じて、軽過失と重過失が分かれる。
- 07 一般的に、他人の違法な行為についてまで予見する義務はない。たとえば、歩道との間にガードレールがある横断禁止になっている広い道で、ガードレールの切れ目から飛び出して横断する歩行者の存在は予見する必要がないから、そうした歩行者に接触して転倒・負傷させた自動車の運転手は、スピードの出し過ぎや脇見などの事情がない限り、不法行為責任を負わない。
- 08 1982年4月に生じた事故につき、1984年10月に提訴され、1989年11月に控訴審の最終口頭弁論が終結した医療過誤訴訟において、医師の過失の有無（医師の注意義務の程度）を判断する際に基準となるのは、裁判ですべての証拠が明らかになった1989年11月における医療の水準である。
- 09 設計図面どおりに建築された建物が震度3程度の地震で倒壊した場合には、被告の設計士の設計の過程に過失があると評価されるので、被告は設計に過失がなかったことを基礎づける事実を立証しないと責任を免れない。このような法的処理は、特許法103条で過失の推定がある場合と同じである。
- 10 大学病院に勤める専門分化した診療科の医師でも離島の開業医でも、およそ人の生命・健康に重大な影響を与える仕事である以上、払うべき注意義務の程度は異ならない。
- 11 判例によれば、損害賠償請求をする者は、損害の発生とその金額とを主張・立証しなければならない。財産損害についても被った損害の具体的な金額の立証ができないと、損害賠償責任が認められる余地はない。
- 12 「権利」侵害という要件がもともと明治民法に入れられたのは、不法行為責任の成立する場面を限定するという意図によるものであった。
- 13 民法709条に言う「権利」とは、絶対権のことを意味し、生命・身体・健康・自由なども含まれるほか、不動産所有権や賃借権は、絶対権のひとつである。
- 14 わが国の大正期の大審院の判例では、音楽の著作権が当時の法律で認められていたにもかかわらず、低級音楽である浪曲は節回しが一定せずその著作権性が認められないため、いわゆる海賊版レコードを販売した者は、損害賠償責任を負わない、とされたことがある。
- 15 大学湯事件と称される事件は、「大学湯」という名前で銭湯を営んでいた業者が、近所で同業者が「大学湯」という名前で銭湯を開業したため、「大学湯」という名称での銭湯の営業の差止めと損害賠償を請求した事件であり、大審院判決は、民法709条の意味を、「故意または過失による法規違反の行為によって他人を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない」旨を定めたものと理解した。
- 16 違法性徴表説とは、不法行為の成立要件のうち、「権利侵害」要件を「権利及び法律上保護される利益に対

- する侵害」の要件に置き換えるべきことを主張する見解であり、不法行為責任の成立を拡大することを企図していた。この説を最初に提唱したのは、我妻榮である。
- 17 相関関係説は、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を互いに関わらせて、違法性の有無を判定すべきだとする見解である。たとえば、被侵害利益が債権のような相対権であれば、法規違反や権利濫用などの非難性の高い侵害行為がないと違法とはされない、とする。
 - 18 受忍限度論とは、公害・生活妨害事例を主として念頭において展開されたものであって、この立場を支持する者の多くは、「公共の福祉を実現し企業活動を推進するためには、被害者の権利の保護の範囲は、より強く制約されなければならない」と主張し、高度経済成長期の産業保護政策との整合性を重視した。
 - 19 学説では、違法性で判断される要素はすべて過失の有無の判断に吸収されるため違法性の要件は不要であるとする過失一元説（平井宜雄など）や、逆に、故意・過失という主観的要素を違法性要件に吸収する違法性一元説（前田達明など）も主張されている。
 - 20 昭和22年制定の国家賠償法1条が要件の権利侵害を違法性に置き換えたことや、平成16年民法改正で709条の「権利侵害」が「権利または法律上保護される利益」に改められたことは、大学湯事件以降の判例・学説を反映したものである。
 - 21 雑誌記事によってある株式会社の悪い噂が広がり、業績が悪化し倒産してしまった場合、仮に報道された事実が真実でなかったことが後に判明したとしても、報道が公益の利害に関する事実に関わり、もっぱら公益を目的とし、報道された事実が真実であると信じる相当の理由が報道側にあつて、表現にもとくに侮蔑的な言辞など不穏当な点がないときには、報道側には損害賠償責任は生じない。
 - 22 有名人の氏名や肖像には経済的価値があり、無断で商業宣伝に使用すれば、損害賠償責任が生じる。有名競走馬の名前も所有者に無断で使用すれば、所有者は、差止めはともかく、損害賠償を求めることはできる。
 - 23 因果関係を判断する際には、まず、故意・過失のある行為と権利侵害（または損害）との間に条件関係があるかどうか吟味されるが、不作為の不法行為では、原因となる積極的な行為が存在しないから、因果関係の要件は必要でないと言われる。
 - 24 不可欠条件公式によれば、A・Bという2社の工場から誤って廃液が流出し、養殖業者Xに被害をもたらした場合において、A・Bいずれの工場の廃液も単独で被害を発生させるに足りるものであったときには、Aの行為も、Bの行為も、Xの権利侵害（または損害）との間に因果関係がない。
 - 25 Yの行為とXの権利又は利益の侵害との間に因果関係がなければ、Yに過失があつても、民法709条に基づくYの損害賠償責任は成立しない。また、因果関係については、被害者である原告が立証責任を負う。したがって、たとえば、医師が、水虫の治療に過度の放射線照射を行ったとしても、それによって患部に皮膚癌が発生したメカニズムがわからなければ、因果関係は認められない。
 - 26 ルンバール・ショック事件と称される最高裁判決は、麻酔医による麻酔薬の投与を受けた患者が特異体質のゆえにショック死したという事案を扱ったもので、不法行為責任を追及するための因果関係の立証には、自然科学的に一点の疑いもない証明が必要であるとした。
 - 27 公害事件で、被害疾患の特性とその原因（病因）物質、原因物質が被害者に到達する経路（汚染経路）を原告が証明して、汚染源の追及がいわば企業の門前にまで到達した場合、被告において、自己の工場が汚染源になり得ないことを証明しない限り、法的因果関係が立証されたものとするとした例があり、因果関係の事実上の推定とか間接反証理論と呼ばれる。
 - 28 患者が手術直後に死亡した場合において、執刀した医師に手術の際の過失があるが、患者が余命1か月程度の末期の重症患者で手術の失敗によって死亡したとの関係が認められない場合には、その医師は損害賠償責任を負わない。
 - 29 夫の浮気によって家庭生活が破壊され離婚に至った場合、浮気相手の女に対して、妻は損害賠償を請求できるが、子供は損害賠償請求ができない。
 - 30 交通事故の被害者が、事故による負傷自体は軽微であったのに、将来を悲観して自殺したとき、加害者は、被害者の遺族に対し、死亡による損害を賠償しなければならない。